

少額営繕工事 提出書類一覧表

(当初請負金額が200万円を超え500万円未満の工事)

No.	書類名	提出期限	(根拠)、取扱い
-----	-----	------	----------

※ 着手時書類

1	計画工程表	契約後7日以内	(約款第3条第1項、標準仕様書1.2.1)
2	請負代金内訳書	契約後14日以内	(約款第3条第3項)、法定福利費を明記
3	総括報告表	契約後概ね30日以内	総合施工計画書の代わりに提出
4	仮設計画図	総括報告表提出時	総括報告表に添付
5	再生資源利用計画書等	総括報告表提出時	資源有効利用促進法に該当する場合
6	説明書(建設リサイクル法)	総括報告表提出時	建設リサイクル法に該当する場合
7	建退共 掛金収納書	契約後1か月以内	該当しない場合も工事打合簿で報告

(注) No.5の書類は、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、確認結果票とする。

※ 施工管理書類

1	施工体系図	下請・再下請契約時	(入札契約適正化法第15条)
2	施工体制台帳	同上	(同上)
3	再下請通知書	同上	(同上)
4	作業員名簿	同上	(同上)
5	機器承諾図	機器発注前	機器設置を含む工事の場合
6	施工図(承認図)	現場施工前	施工図で確認する必要がある工事の場合
7	工事打合簿	随時	変更契約に係るものは必須
8	段階確認書	一工程の完了時	立会の場合は、確認状況写真不要

※ 完成時工事書類

1	実施工程表	竣工時	計画工程表に朱書きしたもの
2	竣工写真	竣工時	着手前と竣工を対比、撮影方向図添付
3	工事写真	竣工時	主要な工程が確認できるもの 機器型番等が確認できるもの
4	出荷証明書 (出荷伝票でも可)	竣工時	品質規格等が確認できる書類を添付すれば、材料検収写真の省略可
5	社内検査報告書	竣工時	自主検査用チェックリスト添付 試験成績書がある場合は添付
6	安全管理総括表	竣工時	安全管理記録の提示に代わる書類
7	建設発生土搬入伝票	竣工時	柿町建設発生土処理場に搬出する場合
8	再生資源利用実施書等	竣工時	資源有効利用促進法に該当する場合
9	再資源化等完了報告書	竣工時	建設リサイクル法に該当する場合

(注) No.8の書類は、再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書、確認結果票とする。

※ 保守管理書類

1	完成図・施工図	竣工時	図面(A3紙)及びJW-CADデータ(CD)
2	保守指導案内書	竣工時	取扱説明書、機器資料、施工業者連絡先
3	公的機関検査合格証	竣工時	特定行政庁、消防等の検査合格証
4	各種保証書	竣工時	防水工事、機器設備等の保証書

※ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の提出は不要だが、監督員に提示すること。
(種類毎に数量を集計し、設計数量と実施数量の対比ができる総括表を作成し、マニフェストとともに、監督員に提示すること。)

※ 建退共 掛金充当実績総括表は、提出不要だが、監督員に提示すること。

※ 土日夜間作業届、現場休業届は、事前に電子メールにて、監督員に届けること。
(完成時に工事書類として提出しなくても良い。)

※ 建設リサイクル法が適用される工事は、以下の条件に該当する場合に限る。

(1) 次の特定建設資材が使われている建造物で、

- ・ コンクリート
- ・ コンクリートと鉄から成る建設資材
- ・ 木材
- ・ アスファルト・コンクリート

かつ

(2) 次の規模以上の工事

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80㎡以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500㎡以上
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム）	請負代金の額 1億円以上
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）	請負代金の額 500万円以上

※ 資源有効利用促進法が適用される工事は、以下の条件に該当する場合に限る。

(1) 再生資源利用計画書、再生資源利用実施書

次の建設資材を搬入する工事

- ① 土砂 500㎡以上
- ② 砕石 500 t 以上
- ③ 加熱アスファルト混合物 200 t 以上

(2) 再生資源利用促進計画書、再生資源利用促進実施書

次の建設副産物を搬出する工事

- ① 建設発生土 500㎡以上
- ② Co塊、As塊、建設発生木材の合計が200 t 以上

(3) 確認結果票

建設発生土500㎡以上を搬出する工事

(4) 再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書

国土交通省HPの報告様式により作成した場合はCD-Rも提出する。

コブリス・プラスを利用して登録した場合はCD-Rの提出は不要とする。